

米軍普天間基地所属CH-53Eヘリコプターの窓落下事故に対する意見書

本年8月27日午後5時30分頃、沖縄本島東海岸沖8キロメートルの海上に、普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターの窓（重さ約1キログラム、縦約58センチメートル、横約47センチメートル）を落下させる事故が発生した。

米軍から関係機関への連絡は、事故発生から2日後とのこと。日米合意では、米軍による事件・事故の発生時には、正確、かつ迅速な情報提供をするとある。沖縄県のみならず、関係自治体や関係機関は、情報提供を繰り返し求めてきたにもかかわらず、通報の遅延や情報提供がなされない状況は、周辺住民の不安を増大させた。一歩間違えれば人命に関わる重大事故になりかねず、到底容認できるものではない。

県内で発生した普天間基地所属機の部品落下は、この5年間で10件目。平成29年12月7日には、同型機のものと思われる部品が宜野湾市の保育園に落下。そのわずか6日後には、同じく同型機から普天間第二小学校のグラウンドに重さ約7.7キログラムの窓を落下させるなど米軍の安全管理体制や再発防止策を受けてのチェック機能に強い疑念と憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係当局に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事故に関する正確、かつ迅速な情報提供を行い、その結果を速やかに公表させること。
- 2 事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表、実施すること。
- 3 危険性除去のため、CH-53Eヘリコプターの飛行を停止し、米軍普天間基地を即時閉鎖・撤去させること。
- 4 在沖米海兵隊の即時撤退を行い、全ての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。
- 5 北谷町及び米軍基地所在自治体を含む沖縄県、日本政府、米国政府の三者による特別対策協議会を早期に設置すること。
- 6 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長